

令和2年4月8日（改訂）

妊産婦のみなさまへ

公益社団法人日本産婦人科医会
会 長 木下 勝之
副 会 長 平原 史樹
常 務 理 事 中井 章人
幹 事 倉澤健太郎

—新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について（7報）—

1 現在新型コロナウイルス感染症（COVID-19）がなお一層の流行の兆しを示しており、WHOもパンデミック宣言（3月11日）をしています。日本でも、ついに4月7日に緊急事態宣言がなされました。感染が拡大するにつれて、多くの妊産婦のみなさまが多く不安を抱えて日々を過ごされているかと思えます。

2 これまでのアナウンスの繰り返しになりますが、個人レベルでの感染予防は極めて重要です。国内のいかなる地域でも、妊婦さんの外出は出来るだけ控えてください。やむを得ず、外出する場合にはマスクを着用してください。集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。また帰宅したら**頻回に手洗い・消毒（アルコール等）**をしてください。妊婦健診の間隔など心配なことについてはかかりつけの産婦人科の先生にご相談ください。かかりつけの産婦人科によっては、面会制限や立ち合い分娩の中止などの措置もとられていますが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。両親学級など集団で行う保健指導は、延期などの措置がとられていますが、おかけの産婦人科やお住いの市町村がきめ細やかな支援を行いますのでご安心ください。

3 症状はかぜ症状と同様で全身倦怠感が強く出ることが報告されています。発熱が認められないものもあるとされていますが肺炎を発症して重症化する例が報告されています。最近、「味やにおいがしない」といった症状が注目されています。

下記の症状を伴う時には各地域の帰国者・接触者相談センター（下記問合わせ先）へ電話で相談し、指示を仰いでください。

▽かぜの症状や 37 度 5 分以上の発熱が 2 日程度続いている

▽解熱剤を飲み続けなければならない

▽強いだるさや息苦しさがある

4 現時点では妊娠中の新型コロナウイルス感染の情報は限られていますが、妊娠中に感染すると妊婦さん自身の症状は（妊婦でない方に比して）重くなるということはなさそうです。赤ちゃんへの感染を疑う報告はわずかで、明らかなリスクは報告されていません。（判明次第、情報を追加します）

5 万が一妊婦さんが本症にかかってしまった場合は、専門の医療機関（※）で治療や分娩管理を行うこともあります。分娩については、帝王切開が多いという報告が中国からありますが、症状や医療機関の体制によって方針が異なることもあります。

※現在厚労省では、各都道府県に地域の実情に応じた対応が取れるよう要請しており、各都道府県では対応協議が進められています。

6 感染拡大防止の観点から、不要不急の外出は自粛してください。かかりつけの医療機関が、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない場合もありますので、感染への不安から相談センターを経ずに医療機関を直接受診することはお控えください。

7 感染は飛沫感染（咳、くしゃみ、つば）接触感染（手すり、ドアノブなどからも含めて）で感染するとされており、潜伏期（うつってから発症するまで）は 1 日から 12.5 日（多くは 5 から 6 日）と報告されています。またこの潜伏期でも（他人にうつしてしまう）感染力があることが示されていますので注意が必要です。

8 不安を抱えながら働いている方は、時差通勤やテレワークの活用、休暇の取得などについて、勤務先とご相談ください。

9 今後の国内での発症（流行）の状況は厚生労働省ホームページ、報道等で十分注意して情報を得てください。

- 今後さらに新たな情報を追加していく予定です。
- 情報（問い合わせ先）等
 - ・ 各地元の保健所、都道府県の相談センター等の一覧；
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html
 - ・ 新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け：厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
 - ・ 厚生労働省の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応（第三版）（日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、日本産婦人科感染症学会）
http://www.jsog.or.jp/uploads/files/news/20200407_COVID-19.pdf
 - ・ 妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html（下記リーフレット）



新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策

～妊婦の方々へ～



感染が妊娠に与える影響

現時点では、妊娠後期に新型コロナウイルスに感染したとしても、経過や重症度は妊娠していない方と変わらないとされています。胎児のウイルス感染症例が海外で報告されていますが、胎児の異常や死産、流産を起こしやすいという報告はありません。したがって、妊娠中でも過度な心配はいりません。

日頃の感染予防

一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には、重症化する可能性があります。人混みを避ける、こまめに手を洗うなど日頃の健康管理を徹底してください。
 ①密閉空間、②密集場所、③密接場面、という3つの「密」が同時に重なるような場所を避けてください。

働き方

働いている方は、ご自身の体調なども踏まえ、時差通勤やテレワークの活用、休暇の取得などについて、勤務先にご相談ください。

厚生労働省は、省をあげて、妊婦の方々の安心・安全の確保に全力を尽くしてまいります

妊婦の方々への一般的な留意点、妊婦健診、発熱時の留意点などについて、裏面を参考にご覧ください。また、新型コロナウイルスに関する一般的な情報や、詳しい情報は、厚生労働省や関係学会のホームページをご覧ください。

厚生労働省

「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

一般社団法人 日本産科婦人科学会

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について 妊婦中ならびに妊婦を希望される方へ（随時更新）」

<http://jsog.jp/covid19/kenkyukai/info/information/>

※なお、このリーフレットは、令和2年4月1日時点の情報や考え方をもとに作成しています。状況に変化があった場合は、随時お知らせいたします。

◆ 一般的な注意点

■ 手洗いを徹底してください。また、①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なるような場所を避けてください。

■ 家庭内に感染疑いのある方がおられる場合は、別室で過ごすなど接触を避けてください。また、タオルや食器の共用は避けてください。

◆ 発熱などがある場合

■ 妊婦の方で、風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続く方、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、早めに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

<妊婦健診の受診について>

■ 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した方、ご家族に感染疑いのある方がおられる場合は、妊婦健診受診前に、かかりつけ産科医療機関に電話でご相談ください。

■ 新型コロナウイルスに感染している可能性がある時は、妊婦健診受診を控えていただき、まずは帰国者・接触者相談センターに電話でご相談いただいた上で、かかりつけ産科医療機関にご相談ください。

<分娩について>

■ 各都道府県においては、妊婦の方が罹患した場合の周産期医療提供体制の整備など、安心・安全な分娩の実現に努めています。新型コロナウイルスに感染した妊婦の方は、かかりつけ産科医療機関と分娩先などについてご相談ください。

◆ 働いている方について

■ ご自身の体調なども踏まえ、時差通勤やテレワークの活用、仕事を休む場合の休業手当の支払い等の賃金の取扱いなどについて、勤務先にご相談ください。

※ 厚生労働省から労働団体への要請

厚生労働省から労働団体に対して、新型コロナウイルス感染症に関して、妊娠中の女性労働者への配慮がなされるよう、労使で十分に話し合い、安心して休暇を取得できる体制を整えていただくことを要請しています。

※ 新型コロナウイルス感染症に関して、下記に関する労働者の方向けのQ&Aをホームページに掲載しています。

- ・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/dengue_fever_qa_00018.html
- ・ 労働基準法における休業手当・年次有給休暇
- ・ 感染防止に向けた柔軟な働き方（テレワーク、時差通勤）
- ・ 保育園が臨時休業になった場合、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援、使用者が休業を認めない場合

2020年4月1日版